

入札説明書

令和8年5月8日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

1 業務名

国宝琉球国王尚家関係資料等展示・収蔵施設展示ケース制作業務

2 履行期間

議決の日から令和9年3月31日まで

3 業務の概要

国宝琉球国王尚家関係資料等展示・収蔵施設に設置するための展示ケースを制作し、搬入する。

4 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱第14条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適當であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (6) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する建設工事等入札参加資格者名簿に建築関係建設コンサルタント業務として登録されている者であること。
- (7) 次の要件を全て満たすこと。
平成28年4月以降に、国宝・重要文化財を展示する施設の展示工事および展示ケース制作の実績がある者であること。
- (8) 沖縄県内に本店、支店、又は営業所が有る者であること。

5 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条により免除する。

(2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書（第3号様式）に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。なお、押印は登録印鑑届出印を使用すること。

- ② 入札書は持参により提出すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状（第4号様式）を持参し、当該入札の執行前に提出すること。委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印鑑を押印する。入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用する。
- ④ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状（第4号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- ⑤ 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 入札書または委任状に必要な記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- ③ 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ④ 他の参加者の代理人を兼ね、または2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ⑤ 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札
- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑥ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑦ 虚偽の記載がされた入札
- ⑧ 市に登録した所在地、商号又は名称、代表者氏名、代表者印、使用印といずれかが異なる入札書等（ただし、既に株主総会や法人登記等でいずれかの変更が実質的に終了している場合は、その限りではない）。
- ⑨ 連合その他不正の行為があった入札

(5) 落札候補者がいない場合の措置

予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格を持って有効な入札をした者を「落札候補者」という。開札をした場合において落札候補者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。

6 落札者の決定方法等

(1) 落札候補者

- ① 落札候補者および落札候補者以外の者のうち、入札価格が低い者から順次順位を定める。
なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- ② 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 入札参加資格審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。
- ④ 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認した場合は、入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。
- ⑤ 入札参加資格不適合通知書を受領した者で不服がある者は、通知書が到達した日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に、説明を求めることができる。
- ⑥ 前号の規定により説明を求める場合は、説明申立書を文化財課に持参または郵送しなければならない。
- ⑦ 説明を求められたときは、説明申立書を受領した日の翌日から起算して10日（休日を除く）以内に、回答書により回答する。
- ⑧ 前5号に規定する説明申立ては、第3号の落札者の決定を妨げることはできない。

7 その他

- (1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は文化財課ホームページに掲載する。
- (4) 資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出された資格審査書類は返却しない。
- (7) 提出期限以降における資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 資格審査書類の受領後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。

名称 那覇市 市民文化部 文化財課 歴史博物館グループ
所在地 〒900-0015 那覇市久茂地1丁目1番1号（4階）
電話番号 098-869-5266 FAX 番号 098-869-5267